

令和 4 年 9 月 3 0 日

○条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区  
計画形態意匠条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 2 0 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、 2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 5 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号を次のように改める。

(3) 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合

のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に

掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

**第3条の2** 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

## 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 2 1 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 2 号中「除く。）」の次に「又は同法第 5 条第 6 項若しくは第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請」を加え、同項第 3 号中「場合を除く。）」の次に「又は同法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査」を、「係る長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項第 6 号中「第 5 条第 5 項」の次に「又は第 7 項」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市条例第 2 2 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法附則第 1 5 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合 5 分の 4

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 2 3 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例及び小田原市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

(小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
--------------	---

別表第 2 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	A 地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 その他これらに類するもの (2) 法別表第 2 (ぬ) 項に掲げる建築物
--------------	------	--

別表第 4 に次のように加える。

久野地区地区整備計画区域	全地区	地区整備計画の計画図に定める 1 号壁面境界線から 5. 0 メートルかつ当該計画図に定める 2 号壁面境界線から 2. 5 メートル
--------------	-----	---

別表第 4 備考に次のように加える。

4 久野地区地区整備計画区域の項の規定は、法第 4 4 条第 1 項第 4 号の許可を

受けた建築物（当該建築物を昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープに係る建築物及び建築物の一部を含む。）については、適用しない。

別表第5に次のように加える。

久野地区地区 整備計画区域	A地区	地盤面から22.5メートル
------------------	-----	---------------

（小田原市地区計画形態意匠条例の一部改正）

**第2条** 小田原市地区計画形態意匠条例（平成19年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

久野地区地区 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小田原都市計画地区計画久野地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
----------------	--

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



小田原市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市規則第 3 6 号

小田原市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(小田原市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

**第 1 条** 小田原市職員の育児休業等に関する規則 (平成 4 年小田原市規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 の規則で定める特別の事情)

**第 2 条の 2** 条例第 2 条の 3 第 3 号及び第 2 条の 4 の規則で定める特別の事情は、条例第 3 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事情とする。

第 3 条中「第 2 条の 3 第 3 号イ」を「第 2 条の 3 第 3 号ウ」に改め、同条第 1 号中「第 2 条第 5 号イ」を「第 2 条第 5 号イ(ア)」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第 4 条中「第 2 条の 4 第 2 号」を「第 2 条の 4 第 3 号」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、前条第 1 号中「1 歳到達日 (条例第 2 条第 5 号イ(ア)に規定する 1 歳到達日」とあるのは「1 歳 6 か月到達日 (条例第 2 条第 5 号ア(ア)に規定する 1 歳 6 か月到達日」と、同条第 2 号中「1 歳到達日」とあるのは「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

第 5 条第 1 項中「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 7 号」に、「条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合又は条例第 2 条の 4 の規定に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする

日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第5条第2項ただし書中「非常勤職員が条例第3条第8号」を「任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号」に改める。

第6条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

**第6条** 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事発令通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事発令通知書の交付に替えることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

(小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

**第2条** 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「後8週間を」を「以後1年を」に改める。

(小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

**第3条** 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「平成4年小田原市条例第10号」の次に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第6条第2項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第8条第3号中「小田原市職員の育児休業等に関する条例」を「育児休業条例」に改める。

第12条第2項第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第6条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 7 号**

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、公金の収納及び支払並びに預金の組替えがいずれも行われなかった日については、この限りでない。

#### **附 則**

この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 3 0 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 8 号**

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市地区計画形態意匠条例施行規則（平成 1 9 年小田原市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条に次の 1 号を加える。

(6) 久野地区地区計画区域 第 1 号ア及び第 2 号カからケまでに掲げる建築物等

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。